平成２５年（フ）第２４９号
広島県福山市神辺町字上御領1418番地１
債務者　重政とき子
１　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２５１号
広島県福山市奈良津町２丁目８番21号
債務者　松井　　学
１　決定年月日時　平成25年12月24日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２５５号
広島県福山市東深津町４丁目14番22―10号エルディムどいA103
債務者　佐藤　　学
１　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２６２号
広島県府中市出口町1079番地
債務者　岡井　昭江
１　決定年月日時　平成25年12月24日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第３８１号
沖縄県浦添市前田３丁目２番３―403号ビックウェーブ浦西
債務者　大嶺　快夫
１　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３８６号
沖縄県那覇市寄宮２丁目10番１号　當真アパート２階２
債務者　伊佐　　直
１　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３３号
秋田県由利本荘市石脇字尾花沢54番地２、前住所秋田県由利本荘市薬師堂字堤下41番地サンウエストＡ
債務者　伊藤恵里香
１　決定年月日時　平成25年12月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第１８１３号
愛知県春日井市下市場町６丁目10番地３　ラフィーネパレ101号、従前の住所愛知県春日井市篠木町８丁目2645番地11
債務者　真野　里美
１　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３６８号
沖縄県南城市大里字稲嶺88番地１　メゾン・ド・ストーク大里403号
債務者　宮城　明子
１　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３５９号
埼玉県深谷市東方3662番地17　エステート籠原202号
債務者　石塚　久和
１　決定年月日時　平成25年12月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第６９９号
北九州市若松区東二島４丁目２番３―307号寺田団地
債務者　宮本　　薫
１　決定年月日時　平成25年12月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７２２号
北九州市八幡東区尾倉３丁目４番36号　わかくさ八幡
債務者　後藤　純子（旧姓森）
１　決定年月日時　平成25年12月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７６０号
北九州市小倉北区下富野１丁目６番36号　中峯荘８号
債務者　野中　明徳
１　決定年月日時　平成25年12月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１０４３号
札幌市西区山の手６条３丁目１番18号　渋谷荘102号
債務者　吉田　　久
１　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５６２号
札幌市手稲区西宮の沢２条４丁目14番25号　ＢｅｅプライムⅡ―202号
債務者　三浦　金久
１　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９１７号
札幌市東区北37条東４丁目２番10号　サントノーレ北37―201号
債務者　藤田　将晶
１　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９３３号
札幌市豊平区月寒東３条４丁目５番32号　パステル月寒東203号
債務者　岩本　　保
１　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部